

■ 九州厚生局への届出事項に関する事項 ■

当院では、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ◎在宅時医学総合管理料
- ◎ニコチン依存症管理料
- ◎呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◎運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◎脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◎特殊疾患病棟入院料 1
- ◎療養病棟入院基本料 1（夜間看護加算）
- ◎感染対策向上加算 3
- ◎認知症ケア加算 3 ◎経腸栄養管理加算
- ◎胃瘻造設術 ◎医療用酸素に関する届出
- ◎データ提出加算 1・3 ◎診療録管理体制加算 3
- ◎検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ◎医療 DX 推進体制整備加算 4～6（マイナ保険証利用率実績で変更）

当院では入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については、午後6時以降）、適温で提供しています。